

○都城市工業団地分譲要綱

令和2年11月17日

告示第308号

都城市商工団地分譲要綱（平成17年告示第164号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、工場、流通施設、卸売施設等（以下「事業所等」という。）を新設し、増設し、又は移設しようとする事業者、立地支援企業及び特定物流支援企業に対し、市の工業団地内の土地（以下「分譲地」という。）を譲渡することにより、市の産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示における用語の意義は、都城市企業立地促進条例（平成18年条例第207号。以下「条例」という。）第2条及び次の各号に定めるところによる。

- （1） 業種 条例第2条第1号から第4号までに規定する業種をいう。
- （2） 事業者 前号で定める業種を主業とする事業所等を新設し、増設し、又は移設しようとする者をいう。
- （3） 立地支援見込企業 事業者の事業所等の用に供する目的で、新たに用地、構築物等を取得し、当該事業者賃貸しようとする者（特定物流支援見込企業を除く。）をいう。
- （4） 特定物流支援見込企業 特定物流施設を設置しようとする者をいう。
- （5） 優先交渉者 市が優先的に立地交渉を行うことを決定した事業者、立地支援見込企業又は特定物流支援見込企業であって、分譲地の土地売買契約締結の権利を有するものをいう。
- （6） 譲受人 分譲地の土地売買契約を締結した優先交渉者をいう。

（分譲価格の決定）

第3条 分譲地の譲渡価格は、土地の取得及び造成に要した費用等を基準とし、分譲地の位置、形状等を勘案して市長が定める。

（優先交渉者の資格）

第4条 条例に基づく指定事業者、立地支援企業又は特定物流支援企業の要件を満たす見込みのない者は、優先交渉者となることはできない。

(優先交渉者の申込み及び決定)

第5条 優先交渉者になろうとする者（以下「申込者」という。）は、工業団地分譲申込書（様式第1号）に企業の業務内容を明らかにした書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申込者が立地支援見込企業の場合は、申込者は、前項に規定する書類に加え、分譲地において事業所等の運営を行う者の企業概要届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の書類について、都城市工業団地優先交渉者選定委員会において審査の上、優先交渉者となることの適否を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定による適否を決定したときは、工業団地優先交渉者選定通知書（様式第3号）又は工業団地優先交渉者不選定通知書（様式第4号）により申込者に通知する。

5 市長は、前項の規定による通知において分譲価格が未定であった分譲地の優先交渉者に対して、分譲価格決定後、工業団地分譲価格決定通知書（様式第5号）によって分譲地の分譲価格を通知する。

(譲渡の条件)

第6条 市長は、優先交渉者に対して次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 前条第4項に規定する通知があった日から1年以内に市と分譲地に係る土地売買契約（議会の議決が必要な分譲にあっては、土地売買仮契約）を締結すること。ただし、同項に規定する通知において分譲価格が未定であった分譲地の優先交渉者においては、当該通知があった日から1年以内又は前条第5項に規定する通知があった日から3月以内のいずれか遅い期日までに市と分譲地に係る土地売買契約（議会の議決が必要な分譲にあっては、土地売買仮契約）を締結すること。

(2) 前号に定める契約締結の日までに、条例第3条第1項に基づく指定事業者の指定に係る申請、都城市企業立地促進条例施行規則（平成18年規則第193号。以下「規則」という。）第5条に基づく立地支援企業に係る届出又は規則第6条に基づく特定物流施設に係る届出を行うこと。

(3) 前条第1項及び第2項に規定する申込みに係る事項において変更があった

場合又は優先交渉者を辞退する場合は、書面により申し出ること。

(4) 譲受人は、土地売買契約締結の日（議会の議決が必要な分譲にあっては、議会の議決のあった日）後1年以内に事業所等の建設に着手すること。

(5) 譲受人は、分譲地に事業所等を建設する以前に、売買、贈与、交換等による所有権を移転し、又は地上権、賃借権（工業団地分譲申込書に添付した事業計画において、あらかじめ提示している場合を除く。）、使用貸借による権利、不動産質権その他物件の使用又は収益を目的とする権利を設定しないこと。ただし、市長の承認を得て設定した場合は、書面にて市長に報告すること。

(6) 譲受人は、分譲地の譲渡を受けた日から10年間は、契約で定めた用途以外の用途に供しないこと。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(7) 土地売買契約の規定に基づき、その内容を履行すること。

（支払方法）

第7条 分譲地の代金（以下「分譲代金」という。）は、原則として土地売買契約の締結後に一括して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他特別の事情により分譲代金の支払が著しく困難となった場合には、市長は、譲受人の申出により支払方法を変更することができる。

（契約の解除）

第8条 譲受人が次の各号のいずれかに該当したときは、市長は、土地売買契約を解除できる。この場合において、譲受人は、遅滞なく分譲地を原状に回復し、市に返還しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 分譲の申込み又は土地売買契約締結に当たり、虚偽その他不正の行為があったとき。

(2) 自己の事業所等の管理を怠る等、譲受人の行為により他者に迷惑をかけたとき。

(3) 第6条に規定する譲渡の条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、土地売買契約を解除したときは、譲受人に対し、当該土地売買契約に

より市が受けた損害の賠償を請求することができる。

(報告及び調査)

第9条 市長は、この告示の施行に関し必要があると認めるときは、申込者及び立地支援見込企業が申し込む分譲地において事業所等の運営を行う者に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(都城市工業団地貸付け特約付き分譲要綱の廃止)

2 都城市工業団地貸付け特約付き分譲要綱(平成17年告示第165号)は、廃止する。

附 則 (令和5年11月29日告示第307号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和8年8月31日告示第271号)

(施行期日)

1 この告示は、令和8年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に優先交渉者の申込みをした者に対する譲渡の条件については、なお従前の例による。

様式第 1 号(第 5 条関係)

その 1 市税の納税状況調査を実施しない場合又は申込者の事業所が市内にない場合

年 月 日

都城市長 宛て

(申込者)

住 所

氏 名

工 業 団 地 分 譲 申 込 書

都城市工業団地分譲要綱第5条第1項の規定により分譲を申し込みます。

第1 本社の概要

1 会社の概要	名 称						
	代 表 者						
	所 在 地						
	業 種						
	事業内容						
	資 本 金						
	従 業 員	正 規 従 業 員 数			非 正 規 従 業 員 数		
		平 均 年 齢			平 均 年 収		
	業 績 (直近4期)	決 算 期	売 上 高 (百万円)	営 業 利 益 (百万円)	経 常 利 益 (百万円)	純 利 益 (百万円)	
		年 月 期					
		年 月 期					
		年 月 期					
		年 月 期					
2 会社の沿革							
3 営業拠点等							
4 主な取引先	仕入先						
	納入先						
5 担当者連絡先	部 署			役 職			
	氏 名			T E L			
	所在地						
	E-mail						

第2 申込区画の概要

1 希望団地名						
2 希望区画	第1希望		第2希望		第3希望	
3 必要面積	～ m ²					
4 希望する理由						

※ 2区画以上の分譲を希望する場合は、その区画全部を記載すること。

第3 工場等の新設・増設・移設計画

1 名 称						
2 業 種※						
3 事業内容						
4 工場等の規模	建設面積	延床面積	構 造			
	m ²	m ²				
5 設備投資額	建 物	百万円	償却資産	百万円		
6 雇用計画※	操業開始時	正規職員 (うち 新規雇用)	人 (人)	非正規職員 (うち 新規雇用)	人 (人)	
	フル稼働時 (5年経過)	正規職員 (うち 新規雇用)	人 (人)	非正規職員 (うち 新規雇用)	人 (人)	
7 工事着手予定時期	年 月					
8 工事完了予定時期	年 月					
9 操業開始予定時期	年 月					
10 社会貢献活動						
11 環境活動						

※特定物流施設においては、入居を想定するすべての事業者についての計画を記入すること。

添付書類

- 1 法人登記事項証明書 1通
- 2 定款 1通
- 3 決算報告書（直近4期分） 各1通
- 4 市税の滞納のない証明書（市内に事業所がない事業者は納税証明書も可） 1通
- 5 会社概要（会社案内のパンフレット等） 10通
- 6 役員等名簿（入札参加事業者等確認書）兼同意書 1通
- 7 その他市長が必要と認める書類

暴力団排除及び分譲地の譲渡の条件に関する誓約書及び同意書

- (1) 申込者（個人及び法人等の役員等）は、都城市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。
- (2) 都城市暴力団排除条例に基づき、市が暴力団を利用することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。
- (3) 誓約事項に虚偽があった場合又は同意事項に反した場合は、この申込等に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。
- (4) 都城市工業団地分譲要綱に定める分譲地の譲渡に関し、市の定めた条件等を遵守します。
- (5) 都城市工業団地分譲要綱の規定に基づく分譲地の返還の請求を受けたときは、速やかに返還することを誓約します。

上記(1)から(5)までについて、確認の上、誓約及び同意します。

氏名

(法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名)

その2 申込者の事業所が市内にあり、市税の納税状況調査を実施する場合

年 月 日

都城市長 宛て

(申込者)

住 所

氏 名

工 業 団 地 分 譲 申 込 書

都城市工業団地分譲要綱第5条第1項の規定により分譲を申し込みます。

第1 本社の概要

1 会社の概要	名 称						
	代 表 者						
	所 在 地						
	業 種						
	事業内容						
	資 本 金						
	従 業 員	正 規 従 業 員 数			非 正 規 従 業 員 数		
		平 均 年 齢			平 均 年 収		
	業 績 (直近4期)	決 算 期	売 上 高 (百万円)	営 業 利 益 (百万円)	経 常 利 益 (百万円)	純 利 益 (百万円)	
		年 月 期					
		年 月 期					
		年 月 期					
		年 月 期					
2 会社の沿革							
3 営業拠点等							
4 主な取引先	仕入先						
	納入先						
5 担当者連絡先	部 署			役 職			
	氏 名			T E L			
	所在地						
	E-mail						

第2 申込区画の概要

1 希望団地名						
2 希望区画	第1希望		第2希望		第3希望	
3 必要面積	～ m ²					
4 希望する理由						

※ 2区画以上の分譲を希望する場合は、その区画全部を記載すること。

第3 工場等の新設・増設・移設計画

1 名 称						
2 業 種※						
3 事業内容						
4 工場等の規模	建設面積	延床面積		構 造		
	m ²	m ²				
5 設備投資額	建 物	百万円		償却資産	百万円	
6 雇用計画※	操業開始時	正規職員 人 (うち 新規雇用 人)		非正規職員 人 (うち 新規雇用 人)		
	フル稼働時 (5年経過)	正規職員 人 (うち 新規雇用 人)		非正規職員 人 (うち 新規雇用 人)		
7 工事着手予定時期	年 月					
8 工事完了予定時期	年 月					
9 操業開始予定時期	年 月					
10 社会貢献活動						
11 環境活動						

※特定物流施設においては、入居を想定するすべての事業者についての計画を記入すること。

添付書類

- 1 法人登記事項証明書 1通
- 2 定款 1通
- 3 決算報告書(直近4期分) 各1通
- 4 会社概要(会社案内のパンフレット等) 10通
- 5 役員等名簿(入札参加事業者等確認書)兼同意書 1通
- 6 その他市長が必要と認める書類

暴力団排除、分譲地の譲渡の条件及び市税の納税調査に関する誓約書及び同意書

- (1) 申込者（個人及び法人等の役員等）は、都城市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。
- (2) 都城市暴力団排除条例に基づき、市が暴力団を利用することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。
- (3) 誓約事項に虚偽があった場合又は同意事項に反した場合は、この申込等に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。
- (4) 都城市工業団地分譲要綱に定める分譲地の譲渡に関し、市の定めた条件等を遵守します。
- (5) 都城市工業団地分譲要綱の規定に基づく分譲地の返還の請求を受けたときは、速やかに返還することを誓約します。
- (6) 優先交渉者決定の審査に当たり市長が実施する納税状況調査に同意します。

上記(1)から(6)までについて、確認の上、誓約及び同意します。

氏名

(法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名)

様式第2号(第5条関係)

その1 市税の納税状況調査を実施しない場合又は分譲地の事業者の事業所が市内にない場合
年 月 日

都城市長 宛て

(申込者：立地支援事業者)

住 所
氏 名

(分譲地の事業者)

住 所
氏 名

企 業 概 要 届

都城市工業団地分譲要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

1 会社の概要	名 称						
	代 表 者						
	所 在 地						
	業 種						
	事業内容						
	資 本 金	百万円					
	従 業 員	正 規 従 業 員 数			非 正 規 従 業 員 数		
		平 均 年 齢			平 均 年 収		
	業 績 (直近4期)	決 算 期	売 上 高 (百万円)	営 業 利 益 (百万円)	経 常 利 益 (百万円)	純 利 益 (百万円)	
		年 月 期					
		年 月 期					
		年 月 期					
		年 月 期					
2 会社の沿革							
3 営業拠点等							
4 主な取引先	仕入先						
	納入先						

5 担当者連絡先	部 署		役 職		
	氏 名		T E L		
	所在地				
	E-mail				
6 設備投資額	償却資産	百万円			
7 雇用計画	操業開始時	正規職員 (うち 新規雇用	人 人)	非正規職員 (うち 新規雇用	人 人)
	フル稼働時 (5年経過)	正規職員 (うち 新規雇用	人 人)	非正規職員 (うち 新規雇用	人 人)
8 操業開始予定時期		年 月			
9 社会貢献活動					
10 環境活動					

添付書類

- 1 法人登記事項証明書 1通
- 2 定款 1通
- 3 決算報告書（直近4期分） 各1通
- 4 市税の滞納のない証明書（市内に事業所がない事業者は納税証明書も可） 1通
- 5 会社概要（会社案内のパンフレット等） 10通
- 6 役員等名簿（入札参加事業者等確認書）兼同意書 1通
- 7 その他市長が必要と認める書類

暴力団排除及び分譲地の譲渡の条件に関する誓約書及び同意書 (1) 分譲地の事業者（個人及び法人等の役員等）は、都城市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。 (2) 都城市暴力団排除条例に基づき、市が暴力団を利用することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。 (3) 誓約事項に虚偽があった場合又は同意事項に反した場合は、この申込等に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。 上記(1)から(3)までについて、確認の上、誓約及び同意します。 氏名 (法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名)

その2 分譲地の事業者の事業所が市内にあり、市税の納税状況調査を実施する場合

年 月 日

都城市長 宛て

(申込者：立地支援見込企業)

住 所

氏 名

(分譲地の事業者)

住 所

氏 名

企 業 概 要 届

都城市工業団地分譲要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

1 会社の概要	名 称						
	代 表 者						
	所 在 地						
	業 種						
	事業内容						
	資 本 金	百万円					
	従 業 員	正 規 従 業 員 数			非 正 規 従 業 員 数		
		平 均 年 齢			平 均 年 収		
	業 績 (直近4期)	決 算 期	売 上 高 (百万円)	営 業 利 益 (百万円)	経 常 利 益 (百万円)	純 利 益 (百万円)	
		年 月 期					
		年 月 期					
		年 月 期					
		年 月 期					
2 会社の沿革							
3 営業拠点等							
4 主な取引先	仕入先						
	納入先						

5 担当者連絡先	部 署		役 職		
	氏 名		T E L		
	所在地				
	E-mail				
6 設備投資額	償却資産	百万円			
7 雇用計画	操業開始時	正規職員 (うち 新規雇用	人 人)	非正規職員 (うち 新規雇用	人 人)
	フル稼働時 (5年経過)	正規職員 (うち 新規雇用	人 人)	非正規職員 (うち 新規雇用	人 人)
8 操業開始予定時期		年 月			
9 社会貢献活動					
10 環境活動					

添付書類

- 1 法人登記事項証明書 1通
- 2 定款 1通
- 3 決算報告書（直近4期分） 各1通
- 4 会社概要（会社案内のパンフレット等） 10通
- 5 役員等名簿（入札参加事業者等確認書）兼同意書 1通
- 6 その他市長が必要と認める書類

暴力団排除、分譲地の譲渡の条件及び市税の納税調査に関する誓約書及び同意書 (1) 分譲地の事業者（個人及び法人等の役員等）は、都城市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。 (2) 都城市暴力団排除条例に基づき、市が暴力団を利用することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。 (3) 誓約事項に虚偽があった場合又は同意事項に反した場合は、この申込等に関して不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。 (4) 優先交渉者決定の審査に当たり市長が実施する納税状況調査に同意します。 上記(1)から(4)までについて、確認の上、誓約及び同意します。 氏名 (法人等にあつては、その名称及び代表者の氏名)

第 号
年 月 日

様

都城市長

工業団地優先交渉者選定通知書

都城市工業団地分譲要綱第5条第1項の規定による 年 月 日付けの工業団地分譲申込みについては、下記のとおり決定したため同要綱第5条第4項の規定により通知します。

記

- 1 選定結果 工業団地 地区区画 - の優先交渉者に選定する。
- 2 分譲価格 円・未定（参考価格 円）
- 3 譲渡の条件

- （1）この通知があった日から1年以内に市と土地売買契約（議会の議決が必要な分譲にあっては、土地売買仮契約。以下この号において同じ。）を締結すること。ただし、本通知において分譲価格が未定の場合、本通知日から1年以内又は分譲地の分譲価格の決定通知があった日から3月以内のいずれか遅い期日までに市と土地売買契約を締結すること。
- （2）工業団地分譲申込に係る事項において変更があった場合、又は自己の都合により優先交渉者辞退する場合は、速やかに書面により申し出ること。
- （3）土地売買契約締結（議会の議決が必要な分譲にあっては、議会の議決のあった日）後1年以内に、事業所等の建設に着手すること。
- （4）分譲地に事業所等を建設する以前に、売買、贈与、交換等による所有権を移転し、又は地上権、賃借権（工業団地分譲申込書に添付した事業計画において、あらかじめ提示している場合を除く。）、使用貸借による権利、不動産質権その他物件の使用又は収益を目的とする権利を設定しないこと。ただし、市長の承認を得て設定した場合は、書面にて市長に報告すること。
- （5）分譲地の譲渡を受けた日から10年間は、契約で定めた用途以外の用途に供しないこと。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- （6）議会の議決が必要な分譲にあっては、議会の議決を得られなかったときは、この通知による選定結果は効力を失うものとする。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

都城市長

工業団地優先交渉者不選定通知書

都城市工業団地分譲要綱第5条第1項の規定による 年 月 日付けの工業団地分譲申込みについては、下記のとおり決定したため同要綱第5条第4項の規定により通知します。

記

- ・選定結果 優先交渉者に選定しない。

様式第 5 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

都城市長

工業団地分譲価格決定通知書

都城市工業団地分譲要綱第 5 条第 4 項の規定による 年 月 日付け
第 号の工業団地優先交渉者選定結果通知書において分譲価格が未定であった分譲地に
ついて、下記のとおり分譲価格が決定したため同要綱第 5 条第 5 項の規定により通知しま
す。

記

- | | | | |
|--------|------|------|---|
| 1 分譲地 | 工業団地 | 地区区画 | - |
| 2 分譲価格 | 円 | | |